第４６号議案

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
目次 第１章　（略） 第２章　訪問介護 第１節～第４節　（略） **第５節　共生型居宅サービスに関する基準（第４１条の２・第４１条の３）** **第６節**　基準該当**居宅サービス**に関する基準（第４２条―第４６条） 第３章　訪問入浴介護 第１節～第４節　（略） 第５節　基準該当**居宅サービス**に関する基準（第５９条―第６２条） 第４章～第６章　（略） 第７章　通所介護 第１節～第４節　（略） 第５節　**共生型居宅サービスに関する基準（第１１３条・第１１４条）**	目次 第１章　（略） 第２章　訪問介護 第１節～第４節　（略） **第５節**　基準該当**訪問介護**に関する基準（第４２条―第４６条） 第３章　訪問入浴介護 第１節～第４節　（略） 第５節　基準該当**訪問入浴介護**に関する基準（第５９条―第６２条） 第４章～第６章　（略） 第７章　通所介護 第１節～第４節　（略） 第５節　**削除**

第６節　基準該当**居宅サービス**に関する基準（第１３１条―第１３４条）	第６節　基準該当**通所介護**に関する基準（第１３１条―第１３４条）
第８章　（略）	第８章　（略）
第９章　短期入所生活介護	第９章　短期入所生活介護
第１節～第５節　（略）	第１節～第５節　（略）
第６節　共生型居宅サービスに関する基準（第１８０条の２・第１８０条の３）	
第７節　基準該当**居宅サービス**に関する基準（第１８１条―第１８７条）	**第６節**　基準該当**短期入所生活介護**に関する基準（第１８１条―第１８７条）
第１０章・第１１章　（略）	第１０章・第１１章　（略）
第１２章　福祉用具貸与	第１２章　福祉用具貸与
第１節～第４節　（略）	第１節～第４節　（略）
第５節　基準該当**居宅サービス**に関する基準（第２６３条・第２６４条）	第５節　基準該当**福祉用具貸与**に関する基準（第２６３条・第２６４条）
第１３章・第１４章　（略）	第１３章・第１４章　（略）
附則	附則
（趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４２条第１項第２号**、第７２条の２第１項第１号及び第２号**並びに第７４条第１項及び第２項の規定に基づき、八王子市における指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４２条第１項第２号並びに第７４条第１項及び第２項の規定に基づき、八王子市における指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
⑴～⑺　（略）	⑴～⑺　（略）
⑻　共生型居宅サービス　法第７２条の２第１項の申請に係る法第４１条第１項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。	
２　（略）	２　（略）
（従業者の配置の基準） 第５条　指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）**が当該事業**を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに**置くべき**訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第４節ま	（従業者の配置の基準） 第５条　指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）**は、当該事業**を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第４節までに

でにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、２．５以上とする。 ２　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が法第１１５条の４５第１項第１号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）第５条による改正前の法（以下「旧法」という。）第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第１１５条の４５の３第１項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が４０又はその端数を増すごとに１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。 ３　前項の利用者の数は、前３月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ４　第２項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２５年八王子市条例第１７号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第６条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第４７条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。 ５　第２項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置している指定訪問介	おいて同じ。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が５０又はその端数を増すごとに１人以上とすることができる。	
６　指定訪問介護事業者が**第２項**に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合**については、**市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。	**２**　指定訪問介護事業者が**法第１１５条の４５第１項第１号イ**に規定する第一号訪問事業**（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）第５条による改正前の法（以下「旧法」という。）第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）**に係る**法第１１５条の４５の３第１項に規定する**指定事業者**（以下「指定事業者」という。）**の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合**であって、当該指定訪問介護の事業と一体的に運営される事業が、当該第一号訪問事業であるときは**市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。
（設備及び備品等） 第７条　（略） ２　指定訪問介護事業者が第５条第２項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合**については、**市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。	（設備及び備品等） 第７条　（略） ２　指定訪問介護事業者が第５条第２項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合**であって、当該指定訪問介護の事業と一体的に運営される事業が、当該第一号訪問事業であるときは**市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。
（管理者及びサービス提供責任者の責務） 第８条　（略） ２　（略） ３　サービス提供責任者（**第５条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。**以下この節において同じ。）は、第２８条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。	（管理者及びサービス提供責任者の責務） 第８条　（略） ２　（略） ３　サービス提供責任者（**サービス内容の管理について必要な業務等を行う者であって、第５条第１項に規定する市規則で定める基準により置かれるものをいう。**以下この節において同じ。）は、第２８条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴・⑵　（略） ⑶　居宅介護支援事業者（法第８条第２４項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。 ⑷　（略） ⑸　（略） ⑹　（略） ⑺　（略） ⑻　（略） ⑼　（略） （居宅介護支援事業者等との連携） 第１８条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。 ２　（略） （不当な働きかけの禁止） 第３５条の２　指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第４条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第１６４条第２項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第４１条第１項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。 第５節　共生型居宅サービスに関する基準 （共生型訪問介護の基準） 第４１条の２　訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第４７号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第５条第１項に規	⑴・⑵　（略） ⑶　（略） ⑷　（略） ⑸　（略） ⑹　（略） ⑺　（略） ⑻　（略） （居宅介護支援事業者等との連携） 第１８条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ２　（略）

定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下この条及び第１８０条の２において「障害者総合支援法」という。）第５条第３項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者は、当該事業に関して市規則で定める基準を満たさなければならない。 **（準用）** **第４１条の３　第４条、第５条（第１項を除く。）及び第６条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の規定について準用する。この場合において、第５条第２項中「利用者（」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。** **第６節**　基準該当**居宅サービス**に関する基準 （従業者の配置の基準） 第４２条　（略） ２　基準該当訪問介護の事業と法第１１５条の４５第１項第１号イに規定する第一号訪問事業（旧法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第５４条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合**については、**市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。 （設備及び備品等） 第４４条　（略） ２　基準該当訪問介護の事業と第４２条第２項に規定する第一号訪問事業とが、同一の	**第５節**　基準該当**訪問介護**に関する基準 （従業者の配置の基準） 第４２条　（略） ２　基準該当訪問介護の事業と法第１１５条の４５第１項第１号イに規定する第一号訪問事業（旧法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第５４条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合**であって、当該基準該当訪問介護の事業と一体的に運営される事業が、当該第一号訪問事業であるときは**市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。 （設備及び備品等） 第４４条　（略） ２　基準該当訪問介護の事業と第４２条第２項に規定する第一号訪問事業とが、同一の

事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合**については、**市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。	事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合**であって、当該基準該当訪問介護の事業と一体的に運営される事業が、当該第一号訪問事業であるときは**市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。
（準用） 第５８条　第１１条から第２３条まで、第２５条、第３０条**、第３２条から第３５条まで及び第３６条**から第４０条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第１１条、第１２条第１項及び第２２条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第３２条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第５８条　第１１条から第２３条まで、第２５条、第３０条**及び第３２条**から第４０条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第１１条、第１２条第１項及び第２２条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第３２条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。
第５節　基準該当**居宅サービス**に関する基準	第５節　基準該当**訪問入浴介護**に関する基準
（準用） 第６２条　第１１条から第１８条まで、第２０条から第２３条まで、第２５条、第３０条、第３２条から**第３５条まで、第３６条**、第３７条（第４項を除く。）、第３８条から第４０条まで及び第４７条並びに第４節（第５３条第１項及び第５８条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第１１条、第１２条第１項及び第２２条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第２３条第１項中「内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第２５条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第３２条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、同条第２項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第３３条中「訪問介護員	（準用） 第６２条　第１１条から第１８条まで、第２０条から第２３条まで、第２５条、第３０条、第３２条から**第３６条まで**、第３７条（第４項を除く。）、第３８条から第４０条まで及び第４７条並びに第４節（第５３条第１項及び第５８条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第１１条、第１２条第１項及び第２２条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第２３条第１項中「内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第２５条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第３２条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、同条第２項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第３３条中「訪問介護員等」とあるの

等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第５３条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	は「訪問入浴介護従業者」と、第５３条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
（従業者の配置の基準） 第６４条　（略） ２　（略） ３　指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（**指定地域密着型サービス基準条例**第６条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準条例第４条に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定地域密着型サービス基準条例第６条第１項第４号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（次項の規定により第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たすものとみなすときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たすものとみなす。	（従業者の配置の基準） 第６４条　（略） ２　（略） ３　指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（**八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例（平成２５年八王子市条例第１７号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）**第６条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準条例第４条に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定地域密着型サービス基準条例第６条第１項第４号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（次項の規定により第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たすものとみなすときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たすものとみなす。
４　指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例**第１９１条第１４項**に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第１９０条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定地域密着型サービス基準条例第１９１条第４項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たすものとみなすときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たすものとみなす。	４　指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例**第１９１条第１０項**に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第１９０条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定地域密着型サービス基準条例第１９１条第４項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たすものとみなすときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たすものとみなす。

（居宅介護支援事業者等との連携） 第６９条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、**居宅介護支援事業者等**との密接な連携に努めなければならない。 ２　（略）	（居宅介護支援事業者等との連携） 第６９条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、**居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者**との密接な連携に努めなければならない。 ２　（略）
（準用） 第７８条　第１１条から第１３条まで、第１５条から第１７条まで、第１９条から第２３条まで、第２５条、第３０条、第３２条から**第３５条まで、第３６条から**第４０条まで及び第５１条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第１１条及び第１２条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第１７条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第２２条、第３２条第１項及び第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。	（準用） 第７８条　第１１条から第１３条まで、第１５条から第１７条まで、第１９条から第２３条まで、第２５条、第３０条、第３２条から第４０条まで及び第５１条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第１１条及び第１２条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第１７条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第２２条、第３２条第１項及び第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。
（従業者の配置の基準） 第８０条　指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる**次に掲げる従業者を市規則で定める基準により**置かなければならない。 **(1)　医師** **(2)　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士** ２　（略）	（従業者の配置の基準） 第８０条　指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる**理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を**置かなければならない。 ２　（略）
（設備及び備品等） 第８１条　指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所**、介護老人保健施設又は介護医療院**において、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　（略）	（設備及び備品等） 第８１条　指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所**又は介護老人保健施設**において、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　（略）
（基本方針）	（基本方針）

第８９条　指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。	第８９条　指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師**、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）**、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。
（従業者の配置の基準） 第９０条　指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に定める指定居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。 ⑴　病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 ア　（略） イ　薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 ⑵　（略）	（従業者の配置の基準） 第９０条　指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に定める指定居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。 ⑴　病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 ア　（略） イ　薬剤師**、看護職員**、歯科衛生士又は管理栄養士 ⑵　（略） **⑶　指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準条例第６４条第１項に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所　看護職員**
２　（略）	２　（略）
（設備及び備品等） 第９１条　指定居宅療養管理指導事業所は、	（設備及び備品等） 第９１条　指定居宅療養管理指導事業所は、

病院、診療所**又は薬局**であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有するほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	病院、診療所**、薬局又は指定訪問看護ステーション等**であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有するほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
２　（略）	２　（略）
（運営規程） 第９２条　指定居宅療養管理指導事業者は、各指定居宅療養管理指導事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。 ⑴～⑷　（略） **⑸　通常の事業の実施地域（当該指定居宅療養管理指導事業所が通常時に指定居宅療養管理指導を提供する地域をいう。）** **⑹**　（略）	（運営規程） 第９２条　指定居宅療養管理指導事業者は、各指定居宅療養管理指導事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。 ⑴～⑷　（略） **⑸**　（略）
（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針） 第９５条　医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第８９条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。 ⑴　訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、**居宅介護支援事業者**に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うとともに、利用者又はその家族からの介護に関する相談に応じ、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、指導又は助言を行うこと。 ⑵～⑸　（略） ２　（略）	（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針） 第９５条　医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第８９条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。 ⑴　訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、**居宅介護支援事業者等**に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うとともに、利用者又はその家族からの介護に関する相談に応じ、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、指導又は助言を行うこと。 ⑵～⑸　（略） ２　（略） **３　看護職員の行う指定居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第８９条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。** **⑴　居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。**

	⑵　利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は助言を行うこと。 **⑶　提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成し、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。**
（従業者の配置の基準） 第９９条　（略） ２　指定通所介護事業者が法第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第一号通所事業（旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合**については、**市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。	（従業者の配置の基準） 第９９条　（略） ２　指定通所介護事業者が法第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第一号通所事業（旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合**であって、当該指定通所介護の事業と一体的に運営される事業が、当該第一号通所事業であるときは**市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。
（設備及び備品等） 第１０１条　（略） ２～４　（略） ５　指定通所介護事業者が第９９条第２項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合**については**、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第１項から第３項に規定する基準を満たすものとみなす。	（設備及び備品等） 第１０１条　（略） ２～４　（略） ５　指定通所介護事業者が第９９条第２項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合**であって、当該指定通所介護の事業と一体的に運営される事業が当該第一号通所事業であるときは**、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第１項から第３項に規定する基準を満たすものとみなす。
（準用） 第１１２条　第１２条から第２１条まで、第２３条、第２５条、第３０条、第３１条、第３３条から**第３５条まで、第３６条から**第３８条まで、第４０条及び第５１条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項、第３１条及び第３３条中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第１１２条　第１２条から第２１条まで、第２３条、第２５条、第３０条、第３１条、第３３条から第３８条まで、第４０条及び第５１条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項、第３１条及び第３３条中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第５節　共生型居宅サービスに関する基準 （共生型通所介護の基準） 第１１３条　通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第７８条に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第１２３条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第１３３条に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第４条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第６６条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第６５条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）は、当該事業に関して市規則で定める基準を満たさなければならない。 （準用） 第１１４条　第１２条から第２１条まで、第２３条、第２５条、第３０条、第３１条、第３３条から第３５条まで、第３６条から第３８条まで、第４０条、第５１条、第９８条、第１００条及び第１０１条第４項並びに前節（第１１２条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「運営規程」とあるのは「運営規程（第	第５節　削除 第１１３条から第１３０条まで　削除

１０２条に規定する運営規程をいう。）と、「訪問介護員等」とあるのは、「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第３１条及び第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第１０１条第４項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第１０３条第３項、第１０６条第２号及び第１０７条第４項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第１０６条中「第９８条」とあるのは「第１１４条において準用する第９８条」と、「前条」とあるのは「第１１４条において準用する前条」と、同条第１号中「次条第１項」とあるのは「第１１４条において準用する次条第１項」と、第１１１条第２項第２号中「次条において準用する第２３条第２項」とあるのは「第２３条第２項」と、同項第３号中「次条において準用する第３０条」とあるのは「第３０条」と、同項第４号中「次条において準用する第３７条第２項」とあるのは「第３７条第２項」と読み替えるものとする。 第１１５条から第１３０条まで　削除	
第６節　基準該当居宅サービスに関する基準 （従業者の配置の基準） 第１３１条　（略） ２　基準該当通所介護の事業と法第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第一号通所事業（旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。	第６節　基準該当通所介護に関する基準 （従業者の配置の基準） 第１３１条　（略） ２　基準該当通所介護の事業と法第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第一号通所事業（旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合であって、当該基準該当通所介護の事業と一体的に運営される事業が、当該第一号通所事業であるときは市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

（設備及び備品等） 第１３３条　（略） ２・３　（略） ４　基準該当通所介護の事業と第１３１条第２項に規定する第一号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合**については**、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たすものとみなす。	（設備及び備品等） 第１３３条　（略） ２・３　（略） ４　基準該当通所介護の事業と第１３１条第２項に規定する第一号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合**であって、当該基準該当通所介護の事業と一体的に運営される事業が当該第一号通所事業であるときは**、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たすものとみなす。
（準用） 第１３４条　第１２条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２３条、第２５条、第３０条、第３１条、第３３条から**第３５条まで、第３６条**、第３７条（第４項を除く。）、第３８条、第４０条、第５１条及び第９８条並びに第４節（第１０４条第１項及び第１１２条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第２３条第１項中「内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第２５条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第３１条及び第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第１０４条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	（準用） 第１３４条　第１２条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２３条、第２５条、第３０条、第３１条、第３３条から**第３６条まで**、第３７条（第４項を除く。）、第３８条、第４０条、第５１条及び第９８条並びに第４節（第１０４条第１項及び第１１２条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第２３条第１項中「内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第２５条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第３１条及び第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第１０４条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
（管理者等の責務） 第１３８条　指定通所リハビリテーション事業所を管理する者（次項において「管理者」という。）は、医師、理学療法士、作業療法士**、言語聴覚士**又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。 ２　（略）	（管理者等の責務） 第１３８条　指定通所リハビリテーション事業所を管理する者（次項において「管理者」という。）は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。 ２　（略）
（対象者等）	（対象者等）

第１５２条　（略） ２　指定短期入所生活介護事業者は、**居宅介護支援事業者等**との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。	第１５２条　（略） ２　指定短期入所生活介護事業者は、**居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者**との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。
（定員の遵守） 第１６４条　（略） ２　利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項の市規則で定める利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。	（定員の遵守） 第１６４条　（略） ２　利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所**（指定居宅介護支援等基準条例第４条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）**の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項の市規則で定める利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。
（準用） 第１６７条　第１３条から第１７条まで、第１９条、第２０条、第２３条、第２５条、第３０条、第３３条から**第３５条まで、第３６条から**第４０条まで、第５１条、第１０３条、第１０９条及び第１１０条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第１０３条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第１６７条　第１３条から第１７条まで、第１９条、第２０条、第２３条、第２５条、第３０条、第３３条から第４０条まで、第５１条、第１０３条、第１０９条及び第１１０条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第１０３条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。
第６節　共生型居宅サービスに関する基準 **（共生型短期入所生活介護の基準）** **第１８０条の２　短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第１０１条に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支**	

援施設（障害者総合支援法第２９条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第９７条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）は、当該事業に関して市規則で定める基準を満たさなければならない。

（準用）

第１８０条の３　第１３条から第１７条まで、第１９条、第２０条、第２３条、第２５条、第３０条、第３３条から第３５条まで、第３６条から第４０条まで、第５１条、第１０３条、第１０９条、第１１０条、第１４６条及び第１４８条並びに第４節（第１６７条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第３３条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第１８０条の３において準用する第１５１条に規定する運営規程をいう。第１８０条の３において準用する第１５３条第１項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第１０３条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第１４８条第１項中「（以下この条及び第１５６条において「管理者」という。）」とあるのは「（以下この条及び第１８０条の３において準用する第１５６条において「管理者」という。）」と、第１５３条第１項、第１５５条第３項、第１５６条第１項及び第１６３条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第１６６条第２項第２号中「次条において準用する第２３条第２項」とあるのは「第２３条第２項」と、同項第４号中「次条において準用する第３０条」とあるのは「第３０条」と、同項第５号中「次条において準用する第３７条第２項」とあるのは「第３７条第２項」と、同項第６号中「次

条において準用する第３９条第１項」とあるのは「第３９条第１項」と読み替えるものとする。	
第７節　基準該当**居宅サービス**に関する基準	**第６節**　基準該当**短期入所生活介護**に関する基準
（準用） 第１８７条　第１３条から第１７条まで、第２０条、第２３条、第２５条、第３０条、第３３条から**第３５条まで、第３６条**、第３７条（第４項を除く。）、第３８条から第４０条まで、第５１条、第１０３条、第１０９条、第１１０条及び第１４６条並びに第４節（第１５４条第１項及び第１６７条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第２３条第１項中「内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第２５条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第１０３条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第１５４条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、第１６０条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第１６４条第２項中「静養室」とあるのは「静養室等」と**、第１６６条第２項第２号中「次条において準用する第２３条第２項」とあるのは「第２３条第２項」と、同項第４号中「次条において準用する第３０条」とあるのは「第３０条」と、同項第５号中「次条において準用する第３７条第２項」とあるのは「第３７条第２項」と、同項第６号中「次条において準用する第３９条第１項」とあるのは「第３９条第１項」と**読み替えるものとする。	（準用） 第１８７条　第１３条から第１７条まで、第２０条、第２３条、第２５条、第３０条、第３３条から**第３６条まで**、第３７条（第４項を除く。）、第３８条から第４０条まで、第５１条、第１０３条、第１０９条、第１１０条及び第１４６条並びに第４節（第１５４条第１項及び第１６７条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第２３条第１項中「内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第２５条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第１０３条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第１５４条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、第１６０条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第１６４条第２項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。
（従業者の配置の基準） 第１８９条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所	（従業者の配置の基準） 第１８９条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所

（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。 ⑴～⑷　（略） **⑸　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所　当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士** ２　（略） （設備） 第１９０条　指定短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑷　診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所　指定短期入所療養介護を提供する市規則で定める床面積を有する病室並びに浴室及び機能訓練を行うための場所 **⑸　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所　法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成３０年八王子市条例第　号）第４２条に規定するユニット型介護医療院をいう。第２０６条第１項第５号において同じ。）に関するものを除く。）** ２・３　（略） （対象者） 第１９２条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設**若しくは介護医療院**の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短	（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。 ⑴～⑷　（略） ２　（略） （設備） 第１９０条　指定短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑷　診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所　指定短期入所療養介護を提供する市規則で定める床面積を有する病室並びに**食堂、**浴室及び機能訓練を行うための場所 ２・３　（略） （対象者） 第１９２条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提

期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等一部改正法附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。第２４９条において「政令」という。）第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。	供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等一部改正法附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。第２４９条において「政令」という。）第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。
（設備） 第２０６条　ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。 ⑴～⑷　（略） **⑸　介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所　法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）** ２　（略）	（設備） 第２０６条　ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。 ⑴～⑷　（略） ２　（略）
（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針） 第２２７条　（略） ２～５　（略） **６　指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。** **⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。** **⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。** **⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。** **７**　（略）	（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針） 第２２７条　（略） ２～５　（略） **６**　（略）
（準用） 第２３６条　第１５条、第１６条、第２５条、第３０条、第３３条から**第３５条ま**	（準用） 第２３６条　第１５条、第１６条、第２５条、第３０条、第３３条から**第３７条ま**

で、第３６条、第３７条、第３９条、第４０条、第５１条、第５６条、第１０９条、第１１０条及び第１５９条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第５６条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。	**で**、第３９条、第４０条、第５１条、第５６条、第１０９条、第１１０条及び第１５９条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第５６条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。
（準用） 第２４７条　第１５条、第１６条、第２５条、第３０条、第３３条**から第３５条まで、第３６条**から第４０条まで、第５１条、第５６条、第１０９条、第１１０条、第２２０条、第２２２条、第２２４条、第２２６条、第２２７条及び第２３０条から第２３４条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第３４条第１項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第５６条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設従業者」と、第２２０条第３項及び第６項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第２２４条中「サービス」とあるのは「基本サービス」と、第２３１条中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。	（準用） 第２４７条　第１５条、第１６条、第２５条、第３０条、第３３条から第４０条まで、第５１条、第５６条、第１０９条、第１１０条、第２２０条、第２２２条、第２２４条、第２２６条、第２２７条及び第２３０条から第２３４条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第３４条第１項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第５６条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設従業者」と、第２２０条第３項及び第６項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第２２４条中「サービス」とあるのは「基本サービス」と、第２３１条中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。
（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第２５５条　指定福祉用具貸与の具体的な取扱いは、第２４８条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。 ⑴　次条第１項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、利用者に目録等の文書を示して福祉用具の機	（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第２５５条　指定福祉用具貸与の具体的な取扱いは、第２４８条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。 ⑴　次条第１項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、利用者に目録等の文書を示して福祉用具の機

能、使用方法、利用料**、全国平均貸与価格**等に関する情報を提供し、当該利用者から個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。 ⑵～⑸　（略） **⑹　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。**	能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、当該利用者から個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。 ⑵～⑸　（略）
（福祉用具貸与計画の作成） 第２５６条　（略） ２・３　（略） ４　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者**及び当該利用者に係る介護支援専門員**に交付しなければならない。 ５　（略）	（福祉用具貸与計画の作成） 第２５６条　（略） ２・３　（略） ４　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。 ５　（略）
（準用） 第２６２条　第１２条から第２３条まで、第２５条、第３０条、第３４条**、第３５条、第３６条**から第４０条まで、第５１条並びに第１０３条第１項及び第２項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１４条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第１８条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第２２条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第２３条第１項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第２５条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第１０３条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。	（準用） 第２６２条　第１２条から第２３条まで、第２５条、第３０条、第３４条から第４０条まで、第５１条並びに第１０３条第１項及び第２項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１４条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第１８条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第２２条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第２３条第１項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第２５条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第１０３条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。
第５節　基準該当**居宅サービス**に関する基準	第５節　基準該当**福祉用具貸与**に関する基準
（準用） 第２６４条　第１２条から第１８条まで、第２０条から第２３条まで、第２５条、第３０条、第３４条**、第３５条、第３６条**、第３７条（第４項を除く。）、第３８条から第４０条まで、第５１条、第１０３条第１	（準用） 第２６４条　第１２条から第１８条まで、第２０条から第２３条まで、第２５条、第３０条、第３４条**から第３６条まで**、第３７条（第４項を除く。）、第３８条から第４０条まで、第５１条、第１０３条第１項及

項及び第２項、第２４８条、第２５０条、第２５１条並びに第４節（第２５３条第１項及び第２６２条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第１２条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１４条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第１８条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第２２条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第２３条第１項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第２５条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第１０３条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第２５３条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	び第２項、第２４８条、第２５０条、第２５１条並びに第４節（第２５３条第１項及び第２６２条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第１２条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１４条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第１８条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第２２条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第２３条第１項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第２５条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第１０３条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第２５３条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
（準用） 第２７５条　第１２条から第１８条まで、第２０条から第２２条まで、第３０条、第３２条、第３４条**、第３５条、第３６条**から第４０条まで、第５１条、第１０３条第１項及び第２項、第２５２条、第２５４条、第２５７条、第２５８条並びに第２６０条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１４条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等」と、第１８条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第２２条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第３２条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第１０３条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第２５２条第４号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第２５４条第２項中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第２５７条第	（準用） 第２７５条　第１２条から第１８条まで、第２０条から第２２条まで、第３０条、第３２条、第３４条から第４０条まで、第５１条、第１０３条第１項及び第２項、第２５２条、第２５４条、第２５７条、第２５８条並びに第２６０条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１４条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等」と、第１８条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第２２条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第３２条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第１０３条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第２５２条第４号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第２５４条第２項中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第２５７条第１項中「福祉用具

１項中「福祉用具に」とあるのは「特定福祉用具に」と、同条第２項中「指定福祉用具貸与」とあるのは「指定特定福祉用具販売」と、第２５８条中「福祉用具を」とあるのは「特定福祉用具を」と、第２６０条第２項中「福祉用具の」とあるのは「特定福祉用具の」と読み替えるものとする。	に」とあるのは「特定福祉用具に」と、同条第２項中「指定福祉用具貸与」とあるのは「指定特定福祉用具販売」と、第２５８条中「福祉用具を」とあるのは「特定福祉用具を」と、第２６０条第２項中「福祉用具の」とあるのは「特定福祉用具の」と読み替えるものとする。
附　則 （経過措置） ２～９　（略） １０　平成１１年４月１日前から存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあっては、第２１９条第３項又は第２４１条第３項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。 ⑴　養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（**老人福祉法第２０条の６に規定する軽費老人ホームをいう。第１４項において同じ。）（以下この号において**「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。 ⑵～⑷　（略） １１～１３　（略）	附　則 （経過措置） ２～９　（略） １０　平成１１年４月１日前から存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあっては、第２１９条第３項又は第２４１条第３項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。 ⑴　養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（**以下**「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。 ⑵～⑷　（略） １１～１３　（略） **（一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係る経過措置）**
１４　第２１７条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成３６年３月３１日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第１６項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。 **⑴　機能訓練指導員　併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは**	**１４　平成１５年４月１日前から存する指定短期入所生活介護事業所（同日において建築中のものであって、同日後に指定短期入所生活介護事業所となったものを含む。以下「平成１５年前指定短期入所生活介護事業所」という。）であって、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成２３年厚生労働省令第１０６号）による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等旧基準省令」という。）第１４０条の１４に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所であるもの（平成２３年９月１日において、改修、改築又は増築中の平成１５年前指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）であって、同日後に指**

診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。 ⑵　生活相談員又は計画作成担当者　当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数	定居宅サービス等旧基準省令第１４０条の１６第１項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）については、同日以降最初の指定の更新（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に更新を受けた指定に係るものを除く。）までの間は、次項から附則第２６項までの規定によることができる。
１５　第２３９条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成３６年３月３１日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。	１５　一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針は、各ユニット（第１６８条に規定するユニットをいう。）で利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（次項から附則第２５項までにおいて「ユニット部分」という。）にあっては第１６９条に、それ以外の部分にあっては第１４６条に定めるところによる。
１６　第２１９条及び第２４１条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成３６年３月３１日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。	１６　一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあっては第１７０条に、それ以外の部分にあっては第１５０条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。
	１７　一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第１１項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例附則第１３項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみ

	なす。 １８　一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　ユニット部分の利用定員（第１７０条第４項第２号に規定する利用定員をいう。次号において同じ。）及びそれ以外の部分の利用定員（第１４９条第１項に規定する利用定員をいう。第１４７条第１項の規定に基づき市規則で定める基準の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第４４号）附則第８項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合を除く。） ⑷　ユニット部分のユニットの数及び各ユニットの利用定員（第１４７条第１項の規定に基づき市規則で定める基準の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。） ⑸　ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑹　ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑺　通常の送迎の実施地域（当該一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所が通常時に指定短期入所生活介護の利用者の送迎を行う地域をいう。） ⑻　指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項 ⑼　緊急時等における対応方法 ⑽　非常災害対策 ⑾　緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 ⑿　その他運営に関する重要事項 １９　一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあっては第１７３条に、それ以外の部分にあっては第１６７条において準用する第１０３条に定めるところによる。 ２０　一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第１７４条に、それ以外の部分

		にあっては第１５４条に定めるところによる。 ２１　一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定短期入所生活介護の取扱方針は、ユニット部分にあっては第１７５条に、それ以外の部分にあっては第１５５条に定めるところによる。 ２２　一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の提供する介護は、ユニット部分にあっては第１７６条に、それ以外の部分にあっては第１５７条に定めるところによる。 ２３　一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の提供する食事は、ユニット部分にあっては第１７７条に、それ以外の部分にあっては第１５８条に定めるところによる。 ２４　一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第１７８条に、それ以外の部分にあっては第１６２条に定めるところによる。 ２５　一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあっては第１７９条に、それ以外の部分にあっては第１６４条に定めるところによる。 ２６　第１４９条、第１５２条、第１５３条、第１５６条、第１５９条から第１６１条まで、第１６３条及び第１６５条から第１６７条（第１０３条に係る部分を除く。）までの規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第１６６条第２項第２号中「次条」とあるのは「附則第２６項において準用する第１６７条」と、同項第３号中「第１５５条第５項」とあるのは「第１５５条第５項及び第１７５条第７項」と、同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「附則第２６項において準用する第１６７条」と読み替えるものとする。 （一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業に係る経過措置） ２７　平成１７年１０月１日前から存する指定短期入所療養介護事業所（同日において建築中のものであって、同日後に指定短期入所療養介護事業所となったものを含む。以下「平成１７年前指定短期入所療養介護事業所」という。）であって、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居

宅サービス等旧基準省令第１５５条の１３に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所であるもの（平成２３年９月１日において、改修、改築又は増築中の平成１７年前指定短期入所療養介護事業所（ユニット型指定短期入所療養介護事業所を除く。）であって、同日後に指定居宅サービス等旧基準省令第１５５条の１５第１項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）については、同日以降最初の指定の更新（施行日の前日までの間に更新を受けた指定に係るものを除く。）までの間は、次項から附則第３９項までの規定によることができる。

２８　一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針は、各ユニット（第２０４条に規定するユニットをいう。）で利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（次項から附則第３８項までにおいて「ユニット部分」という。）にあっては第２０５条に、それ以外の部分にあっては第１８８条に定めるところによる。

２９　一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあっては第２０６条に、それ以外の部分にあっては第１９０条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

３０　一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第２４項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予

	防サービス等基準条例附則第２６項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。 ３１　一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　ユニット部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑷　ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑸　通常の送迎の実施地域（当該一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所が通常時に指定短期入所療養介護の利用者の送迎を行う地域をいう。） ⑹　施設の利用に当たっての留意事項 ⑺　非常災害対策 ⑻　緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 ⑼　その他運営に関する重要事項 ３２　一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあっては第２０８条に、それ以外の部分にあっては第２０３条において準用する第１０３条に定めるところによる。 ３３　一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第２０９条に、それ以外の部分にあっては第１９３条に定めるところによる。 ３４　一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定短期入所療養介護の取扱方針は、ユニット部分にあっては第２１０条に、それ以外の部分にあっては第１９４条に定めるところによる。 ３５　一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の提供する看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあっては第２１１条に、それ以外の部分にあっては第１９８条に定めるところによる。 ３６　一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の提供する食事は、ユニット部分にあっては第２１２条に、それ以外の部分にあっては第１９９条に定めるところによる。

	３７　一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第２１３条に、それ以外の部分にあっては第２００条に定めるところによる。 ３８　一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあっては第２１４条に、それ以外の部分にあっては第２０１条に定めるところによる。 ３９　第１９２条、第１９５条から第１９７条まで、第２０２条及び第２０３条（第１０３条に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第２０２条第２項第２号中「次条」とあるのは「附則第３９項において準用する第２０３条」と、同項第３号中「第１９４条第５項」とあるのは「第１９４条第５項及び第２１０条第７項」と、同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「附則第３９項において準用する第２０３条」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。